

16 類

肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の
水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

キャビア、ソーセージ、コンビーフ、
牛肉の味付缶詰

ソーセージ

キャビア



コンビーフ

牛肉の味付缶詰

16 類

肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の 水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

重要な部・類の注

《第 16 類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品の注の規定》

【注】

1 この類には、第 2 類、第 3 類、第 4 類の注 6 又は第 05.04 項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類及びその他の軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。

2 ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第 19.02 項の詰物をした物品及び第 21.03 項又は第 21.04 項の調製品については、適用しない。

16 類

肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の 水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

重要な部・類の注

《第 16 類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の
水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品の注の規定》

【号注】

1 第 1602.10 号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 16.02 項の他のいかなる号にも優先する。

2 第 16.04 項又は第 16.05 項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第 3 類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

16 類

肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の 水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

出題例

【問題】

牛肉及びえびを含有するピラフは、牛肉の含有量及びえびの含有量がそれぞれ全重量の 20% 以下であっても、牛肉及びえびの含有量の合計が総重量の 20% を超える場合には、第 16 類に分類される。

【問題】

詰物をしたパスタであって肉の含有量が全重量の 20% を超えるものは、第 16 類（肉、魚又は甲殻類等の調製品）に分類される。

【問題】

全重量に対し豚肉 19%、キャベツ 51%、しいたけ 15%、小麦粉 15% から作られた肉まんは、第 16 類の類注の規定により第 16.02 項の豚肉の調製品に分類される。

【問題】

水煮による調理をした殻を除いたえび（冷凍のもの）は、第 16 類（肉、魚、甲殻類又は軟体動物等の調製品）に含まれる。

【問題】

ハンバーガー（第 16.02 項）とポテトチップス（フレンチフライ）（第 20.04 項）を一緒に包装したセットは、第 16.02 項に分類される。

【問題】

くん製したいかは、第 16 類の魚、甲殻類等の調製品に分類される。

16 類

肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の 水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

解答

【問題】

牛肉及びえびを含有するピラフは、牛肉の含有量及びえびの含有量がそれぞれ全重量の 20%以下であっても、牛肉及びえびの含有量の合計が総重量の 20%を超える場合には、第 16 類に分類される。

【解答】 正しい。

第 16 類（肉、魚、甲殻類又は軟体動物等の調製品）の注 2「ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるものは、この類に属する。」の規定により正しい。

【問題】

詰物をしたパスタであって肉の含有量が全重量の 20%を超えるものは、第 16 類（肉、魚又は甲殻類等の調製品）に分類される。

【解答】 誤り。

肉、くず肉などを含有する調製食品で含有量の合計が全重量の 20%を超えるものは、この類に分類されるが、例外として詰物をしたパスタの場合には、第 16 類注 2 下段より、パスタとして第 19 類に分類される。

【問題】

全重量に対し豚肉 19%、キャベツ 51%、しいたけ 15%、小麦粉 15%から作られた肉まんは、第 16 類の類注の規定により第 16.02 項の豚肉の調製品に分類される。

【解答】 誤り。

第 16 類の肉の調製品には、分類されず、肉まんの皮に重要な特性があるとされることから、第 16 類注 2 下段より、第 19 類の穀粉調製品に分類される。

16 類

肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の 水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

解答

【問題】

水煮による調理をした殻を除いたえび（冷凍のもの）は、第 16 類（肉、魚、甲殻類又は軟体動物等の調製品）に含まれる。

【解答】 正しい。

水煮による調理をした殻を除いたえび（冷凍のもの）は、えびの調製品として第 16 類に分類される。

【問題】 次の記述は正しいか。

ハンバーガー（第 16.02 項）とポテトチップス（フレンチフライ）（第 20.04 項）を一緒に包装したセットは、第 16.02 項に分類される。

【解答】 正しい。

この場合、ハンバーガーが重要な特性を与えているので、第 16.02 項に分類される（通則 3 (b)）。

【問題】

くん製したいかは、第 16 類の魚、甲殻類等の調製品に分類される。

【解答】 誤り。

くん製したいかは、第 3 類の魚、甲殻類等に分類される。

17 類

糖類及び砂糖菓子

甘しや糖、化学的に純粹なしよ糖、てん菜糖、
チューインガム、ホワイトチョコレート

チューインガム



甘しや糖

てん菜糖

ホワイトチョコレート

17 類 糖類及び砂糖菓子

重要な部・類の注

《第 17 類 糖類及び砂糖菓子の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) ココアを含有する砂糖菓子（第 18.06 項参照）

(b) 第 29.40 項の糖類（科学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品

(c) 第 30 類の医薬品その他の物品

【号注】

1 第 1701.12 号、第 1701.13 号及び第 1701.14 号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで 99.5 度未満に相当する砂糖をいう。

【備考】

1 この類において、「砂糖を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。

2 号注 1 の規定は、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖には適用しない。

17 類

糖類及び砂糖菓子

出題例

【問題】

第 17 類（糖類及び砂糖菓子）には、ココアを含有する砂糖菓子を含まない。

17 類 糖類及び砂糖菓子

解答

【問題】

第 17 類（糖類及び砂糖菓子）には、ココアを含有する砂糖菓子を含まない。

【解答】 正しい。

ココアを含有する砂糖菓子は、第 18 類に分類される。

18 類 ココア及びその調製品

カカオ豆、ココアペースト、チョコレート
その他のココアを含有する調製食料品

チョコレート



ココアを含有する
キャラメル

18 類 ココア及びその調製品

重要な部・類の注

《第 18 類 ココア及びその調製品の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるもの（第 16 類参照）

(b) 第 04.03 項、第 19.01 項、第 19.02 項、第 19.04 項、第 19.05 項、第 21.05 項、第 22.02 項、第 22.08 項、第 30.03 項又は第 30.04 項の調製品

2 第 18.06 項には、ココアを含有する砂糖菓子及び、1 の調製品を除くほか、ココアを含有するその他の調製食料品を含む。

出題例

【問題】

ココアを含有するものであって、牛肉を全重量比 70% 含むチリシチューは、第 18 類に分類される。

18 類

ココア及びその調製品

解答

【問題】

ココアを含有するものであって、牛肉を全重量比 70% 含むチリシチューは、第 18 類に分類される。

【解答】 誤り。

第 18 類注 1 (a) より、第 16 類に分類される。

19 類

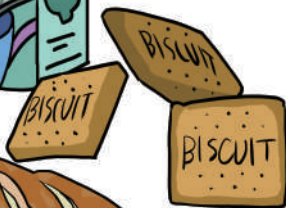
穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品 及びベーカリー製品

パン、コーンフレーク、ビスケット、
肉詰めのパスタ、スパゲッティ

コーンフレーク



ビスケット



パン



スパゲッティ

19 類

穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品 及びベーカリー製品

重要な部・類の注

《第 19 類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるもの（第 16 類参照。第 19.02 項の詰物をした物品を除く）

(b) 飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第 23.09 項参照）

(c) 第 30 類の医薬品その他の物品

2 第 19.01 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。

(1) 第 11 類の穀粉及びミール

(2) 他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第 07.12 項参照）、ばれいしょ（第 11.05 項参照）又は乾燥した豆（第 11.06 項参照）の粉及びミールを除く。）

3 第 19.04 項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 6% を超える調製品及び第 18.06 項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆った調製品を含まない（第 18.06 項参照）。

4 第 19.04 項において「その他の調製をしたもの」とは、第 10 類又は第 11 類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。

19 類

穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品 及びベーカリー製品

出題例

【問題】 次のうち、第 19 類に分類されるものはどれか。

- ① 詰物をしたパスタで肉の含有率が 20%を超えるもの
- ② 牛肉及びえびの含有量が 20%を超えるピラフ
- ③ 飼料のビスケット

19 類

穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品 及びベーカリー製品

解答

【問題】 次のうち、第 19 類に分類されるものはどれか。

- ① 詰物をしたパスタで肉の含有率が 20%を超えるもの
- ② 牛肉及びえびの含有量が 20%を超えるピラフ
- ③ 飼料のビスケット

【解答】 ①

② 牛肉及びえびの含有量が 20%を超えるピラフは、第 16 類（肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品）に分類される。

③ 飼料のビスケットは、第 23 類（食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料）に分類される。

20 類

野菜、果実、ナッツその他 植物の部分の調製品

果実又は野菜のジュース、マロングラッセ、
ピーナッツバター、マーマレード、食酢保存処理
のきゅうり

果実又は
野菜のジュース

食酢保存用の
きゅうり

マーマレード

ピーナッツ
バター



20 類

野菜、果実、ナットその他 植物の部分の調製品

重要な部・類の注

《第 20 類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第 7 類、第 8 類又は第 11 類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット

(b) 植物性油脂（第 15 類参照）

(c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるもの（第 16 類参照）

4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の 7% 以上のものは、第 20.02 項に属する。

【第 20 類 総説】

この類には、次の物品を含む。

(1) 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分

(2) 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮
その他植物の部分

(3) ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー、果実又はナットのペースト（加熱調理して得られたものに限る。）

(4) 均質に調製し又は保存に適する処理をした野菜及び果実

(5) 果汁又は野菜のジュースで未発酵のもの、アルコールを加えてないもの又はアルコール分が全容量の 0.5% 以下のもの

20 類

野菜、果実、ナットその他 植物の部分の調製品

出題例

【問題】

第 8 類に分類されるぶどうから得られた発酵していないぶどう搾汁は第 8 類に分類される。

【問題】

第 20 類の類注においてトマトジュースで含有量の乾燥重量が全重量の 5%以上のものは、第 20.02 項に属するものとされている。

20 類

野菜、果実、ナットその他 植物の部分の調製品

解答

【問題】

第 8 類に分類されるぶどうから得られた発酵していないぶどう搾汁は第 8 類に分類される。

【解答】 誤り。

第 8 類に分類されるぶどうから得られた発酵していないぶどう搾汁は、果実のジュースとして第 20 類に分類される。

【問題】

第 20 類の類注においてトマトジュースで含有量の乾燥重量が全重量の 5%以上のもは、第 20.02 項に属するものとされている。

【解答】 誤り。

第 20 類の類注においてトマトジュースで含有量の乾燥重量が全重量の 5%以上ではなく 7%以上のものが第 20.02 項に属するとされている。

21 類

各種の調製食料品

インスタントコーヒー、トマトソース
マヨネーズ、アイスクリーム、酵母、
不活性酵母、コーヒーのエキス

マヨネーズ

トマトソース

インスタントコーヒー



コーヒーのエキス

アイスクリーム

21 類

各種の調製食料品

重要な部・類の注

《第 21 類 各種の調製食料品の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第 07.12 項の野菜を混合したもの
- (b) コーヒーを含有するコーヒー代用物（いったものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第 09.01 項参照）
- (c) 香味を付けた茶（第 09.02 項参照）
- (d) 第 09.04 項から第 09.10 項までの香辛料その他の物品
- (e) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるもの（第 16 類参照。第 21.03 項及び第 21.04 項のものを除く）
- (f) 第 24.04 項の物品
- (g) 酵母で、第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品その他の物品にしたもの
- (h) 第 35.07 項の調製した酵素

2 1(b)のコーヒー代用物のエキスは、第 21.01 項に属する。

出題例

【問題】 次のうち第 21 類に分類されないものはどれか。

- ① コーヒーエキス
- ② インスタントコーヒー
- ③ 香味を付けた茶

21 類

各種の調製食料品

解答

【問題】 次のうち第 21 類に分類されないものはどれか。

- ① コーヒーエキス
- ② インスタントコーヒー
- ③ 香味を付けた茶

【解答】 ③

香味を付けた茶は、第 9 類（コーヒー、茶、マテ及び香辛料）に分類される。

22 類

飲料、アルコール及び食酢

ミネラルウォーター、ぶどう酒、食酢、
ウイスキー、ブランデー、シェリー酒、
エチルアルコール、飲料水、天然の鉱水

ぶどう酒、シェリー酒



22 類

飲料、アルコール及び食酢

重要な部・類の注

《第 22 類 飲料、アルコール及び食酢の注の規定》

【注】

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 料理用に調製したこの類の物品（第 22.09 項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（主として第 21.03 項に属する。）
 - (b) 海水（第 25.01 項参照）
 - (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（第 28.53 項参照）
 - (d) 酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。第 29.15 項参照）
 - (e) 第 30.03 項又は第 03.04 項の医薬品
 - (f) 調製香料及び化粧品類（第 33 類参照）
- 2 第 20 類からこの類までにおいてアルコール分は、温度 20 度におけるアルコールの容量分による。
- 3 第 22.02 項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が 0.5% 以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第 22.03 項から第 22.06 項まで又は第 22.08 項に属する。

22 類

飲料、アルコール及び食酢

出題例

【問題】

第 22.02 項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が、0.5%以下の飲料をいう。

【問題】

蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水は、第 22 類の注の規定により第 22 類（飲料、アルコール及び食酢）には含まれない。

【問題】

第 22 類の類注において、第 22.02 項において「アルコールを含有しない飲料」とは、温度 20 度におけるアルコールの容量分が 0.5%以下の飲料をいうものとされている。

【問題】

ブランデーであっても、輸入申告の時点でケーキの原料として使用することが明らかなものは、第 22.08 項（蒸留酒）に分類されない。

22 類

飲料、アルコール及び食酢

解答

【問題】

第 22.02 項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が、0.5%以下の飲料をいう。

【解答】 正しい。

第 22.02 項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が、0.5%以下の飲料をいう（第 22 類注 3）。

【問題】

蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水は、第 22 類の注の規定により第 22 類（飲料、アルコール及び食酢）には含まれない。

【解答】

蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水は、飲料ではなく、バッテリーの電解液などに使われることから第 28 類の無機化学薬品として分類される（第 22 類注 1 (c)）。

22 類

飲料、アルコール及び食酢

解答

【問題】

第 22 類の類注において、第 22.02 項において「アルコールを含有しない飲料」とは、温度 20 度におけるアルコールの容量分が 0.5%以下の飲料をいうものとされている。

【解答】正しい。

第 22 類注 2 及び注 3 により正しい。

【問題】

ブランデーであっても、輸入申告の時点でケーキの原料として使用することが明らかなものは、第 22.08 項（蒸留酒）には、分類しない。

【解答】誤り。

ブランデーは、用途に関係なく蒸留酒に分類される。

23 類

食品工業において生ずる残留物 及びくず並びに調製飼料

ぬか、大豆油かす、
魚粉（食用に適さないもの）

ぬか

大豆油かす

犬用又は
猫用の飼料



魚粉

23 類

食品工業において生ずる残留物 及びくず並びに調製飼料

出題例

【問題】 次のうち第 23 類に分類されないものはどれか。

- ①魚粉 (食用に適さないもの)
- ②ぬか
- ③不活性酵母

23 類

食品工業において生ずる残留物 及びくず並びに調製飼料

解答

【問題】 次のうち第 23 類に分類されないものはどれか。

- ①魚粉（食用に適さないもの）
- ②ぬか
- ③不活性酵母

【解答】 ③

不活性酵母は、第 21 類（各種の調製食料品）に分類される。

24 類

たばこ及び製造たばこ代用品、 非燃焼吸引用の物品等

たばこ、葉巻たばこ、水パイプたばこ、非
燃焼吸引用の物品（電子たばこ）、ニコチ
ンを含む禁煙補助用のチューインガム

水パイプたばこ

葉巻たばこ

電子たばこ



ニコチンを含む
禁煙補助用のチューインガム

たばこ

24 類

たばこ及び製造たばこ代用品、 非燃焼吸引用の物品等

重要な部・類の注

《第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品等の注の規定》

【注】

- 1 この類には、薬用の紙巻たばこを含まない（第 30 類参照）。
- 2 第 24.04 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第 24.04 項に属する。
- 3 第 24.04 項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。

出題例

【問題】 次のうち第 24 類に分類されないものはどれか。

- ①薬用の紙巻たばこ
- ②ニコチンを含有する禁煙補助用のチューインガム
- ③葉巻たばこ

【問題】

電子たばこ用の器具（個人的使用に供するものであって、電気的な気化用器具に限る）は、第 24 類に分類される。

24 類

たばこ及び製造たばこ代用品、 非燃焼吸引用の物品等

解答

【問題】 次のうち第 24 類に分類されないものはどれか。

- ①薬用の紙巻たばこ
- ②ニコチンを含有する禁煙補助用のチューインガム
- ③葉巻たばこ

【解答】 ①

第 24 類注 1 参照。

【問題】

電子たばこ用の器具（個人的使用に供するものであって、電気的な
気化用器具に限る）は、第 24 類に分類される。

【解答】 誤り。

電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具に該当す
る物品は、第 8543.40 号に分類される。